

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成24年10月15日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いましたが、その概要は次のとおりです。

1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
375,447円	375,523円 (364,675円)	△76円 (10,772円)	△0.02% (2.95%)

(注) () 内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年徳島県条例第66号)」による臨時の給与削減措置後の数値。

<特別給(期末手当・勤勉手当)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
3.94月	3.95月

2 本年の給与改定等

(1) 紙料表

公民較差が極めて小さい(△0.02%)ため、改定なし。

(2) 特別給(期末手当・勤勉手当)

民間の支給割合(3.94月)とおおむね均衡しているため、改定なし。

<一般の職員の場合の現行の支給月数>

平成24年度	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.90月	2.05月	3.95月

(3) その他の課題

ア 昇給・昇格制度の改正

本県においては、昇給・昇格制度について、これまで国の制度を基本にしており、今回の人事院の勧告等を踏まえ検討した結果、これに準じた改正を行うことが適當であると考える。

(ア) 55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給停止

(イ) 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

イ 給与構造改革における経過措置

経過措置の取扱いについては、本県の実情等を踏まえ、職務・職責に応じた給与制度の在り方を考慮し、検討していく必要がある。

(4) 改定の実施時期

上記2(3)ア「昇給・昇格制度の改正」のうち(ア)については、平成25年1月1日から実施する。